

テキスト等の改正・訂正情報 7

平成 25 年 8 月 14 日更新

平成 25 年 8 月 10 日更新分の「テキスト等の改正・訂正情報 5」につきまして、
不適切な点がありました。お詫び申し上げます。

以下のとおり、適切な修正内容を掲載させていただきますので、
大変申し訳ありませんが、改めて、以下内容に修正の上ご使用ください。

◆ 社会一般テキスト ◆

訂正箇所	訂正前	訂正後
P 115 下から 3 行目	包括的かつ効率的な支援	包括的かつ <u>継続的</u> な支援

テキスト等の改正・訂正情報 6

平成 25 年 8 月 11 日更新

テキスト等に以下の訂正がございます。

大変申し訳ありませんが、修正の上ご使用ください。

◆ 択一式予想問題集(労働編) ◆

訂正箇所	訂正前	訂正後
P 107 下から 3 行目	本来の第 1 期分と第 2 期分 の合計額を納付	「本来の第 1 期分」を納付

◆ 選択式予想問題集(労働編) ◆

訂正箇所	訂正前	訂正後
P 75 正解欄 A～E 参照ページ	P <u>176</u>	P <u>170</u>

テキスト等の改正・訂正情報 5

平成 25 年 8 月 10 日更新

テキスト等に以下の訂正がございます。

大変申し訳ありませんが、修正の上ご使用ください。

◆ 社会一般テキスト ◆

訂正箇所	訂正前	訂正後
P 115 下から 3 行目	包括的かつ効率的な支援	包括的かつ <u>総合的</u> な支援

テキスト等の改正・訂正情報 4

平成 25 年 7 月 5 日更新

テキスト等に以下の訂正がございます。
大変申し訳ありませんが、修正の上ご使用ください。

◆ 労働一般テキスト ◆

訂正箇所	訂正前	訂正後
P 152	(9) 紛争の解決	(11) 紛争の解決
P 153	(10) 雑 則	(12) 雑 則

◆ 選択式予想問題集(社会保険編) ◆

訂正箇所	訂正前	訂正後
P 35 正解欄 D、E 参照ページ	P 62	P 76

◆ 択一式予想問題集(労働編) ◆

訂正箇所	訂正前	訂正後
P 108 D肢 上 1 行目	対象事業主が特例納付保険 料を	対象事業主から特例納付保険 料を

テキスト等の改正・訂正情報 3

平成 25 年 6 月 26 日更新

テキスト等に以下の改正・訂正がございます。
大変申し訳ありませんが、修正の上ご使用ください。

◆ 労働基準法テキスト ◆

【 改正による修正 】

修正箇所	改正前	改正後
P 13 下から 7 行目 注意	特定独立行政法人及び国有 林野事業の職員	特定独立行政法人の職員

解説

「国有林野の有する公益的機能の維持増進を図るための国有林野の管理経営に関する法律等の一部を改正する等の法律」により、国有林野事業について、国有林野事業特別会計を廃止し、一般会計において実施することになったことから、国有林野事業が国の直営事業でなくなったため、国有林野事業の職員は一般職の国家公務員と同様の扱いとなり、労働基準法が適用されないことになっています。

【 改正による修正 】

修正箇所	改正前	改正後
P 78 下から 1 行目	郵便為替の交付	<u>郵便貯金銀行がその行う為替取引に関し負担する債務に係る権利を表章する証書の交付</u>
P 125 上から 5 行目	郵便局において	<u>日本郵便株式会社の営業所（郵便窓口業務を行うものに限り）</u> において

◆ 労災保険法テキスト ◆

【 改正による修正 】

修正箇所	改正前	改正後
P 19 上から 5 行目	具体的には、国有林野事業を指します。	現在、具体的な事業はありません。
P 151 下から 6 行目	災害発生後 <u>3年</u> を経過した	災害発生後 <u>7年</u> を経過した

◆ 雇用保険法テキスト ◆

【 改正による追加 】 P 37 下から 7 行目の下に追加。

⇒ 離職理由が「定年によるもの」の場合は、定年後の継続雇用に係る状況をあわせて記載しなければなりません。

【 改正による追加 】 P 70 下から 4 行目の下に追加。

※ 管轄公共職業安定所長は、失業の認定に関して必要があると認めるときは、受給資格者に対し、運転免許証その他の基本手当の支給を受けようとする者が**本人であることを確認できる書類**の提出を命ずることができます。

【 改正による修正 】

修正箇所	改正前	改正後
P 198 下から 11 行目	<u>中小企業定年引上げ等奨励金、高年齢者職域拡大等助成金及び高年齢者労働移動受入企業助成金</u>	高年齢者労働移動受入企業助成金
P 198 下から 8 行目	母子家庭の母等	母子家庭の母、 <u>父子家庭の父</u> 等

◆ 厚生年金保険法テキスト ◆

【 追加情報 】 平成 25 年度年金額等

定額部分 (テキスト P109、P136 参照)	
原則	1,628 円 × 改定率 × 政令で定める率 × 被保険者期間の月数 ⇒ 平成 25 年度の定額単価は「1,628 円 × 0.982 ≒ 1,599 円」となります。
物価スライド 特例措置	1,676 円 × 政令で定める率 × 被保険者期間の月数 × 0.978

加給年金額 (テキスト P111、P173 参照)			
対象	法定額	本来水準の 平成 25 年度価額	物価スライド特例 措置による額
配偶者	224,700 円	220,700 円	226,300 円
第 1 子・第 2 子	× 改定率		
第 3 子以降	74,900 円 × 改定率	73,600 円	75,400 円

配偶者の加給年金額に係る特別加算額 (テキスト P112 参照)			
受給権者の 生年月日	法定額	本来水準の 平成 25 年度価額	物価スライド特例措置 による額
昭和 9 年 4 月 2 日 ～昭和 15 年 4 月 1 日	33,200 円 × 改定率	32,600 円	34,100 円 × 0.978 = 33,300 円
昭和 15 年 4 月 2 日 ～昭和 16 年 4 月 1 日	66,300 円 × 改定率	65,100 円	68,300 円 × 0.978 = 66,800 円
昭和 16 年 4 月 2 日 ～昭和 17 年 4 月 1 日	99,500 円 × 改定率	97,700 円	102,500 円 × 0.978 = 100,200 円
昭和 17 年 4 月 2 日 ～昭和 18 年 4 月 1 日	132,600 円 × 改定率	130,200 円	136,600 円 × 0.978 = 133,600 円
昭和 18 年 4 月 2 日～	165,800 円 × 改定率	162,800 円	170,700 円 × 0.978 = 166,900 円

その他の年金額等 (テキストP172、P184、P200 参照)		
年金等の種類	法定額	物価スライド特例措置による額
障害厚生年金 の最低保障額	$766,800 \text{ 円} \times 3/4$ = 575,100 円	589,900 円
障害手当金 の最低保障額	1,150,200 円	—
中高齢 寡婦加算額	$766,800 \text{ 円} \times 3/4$ = 575,100 円	589,900 円

解説

平成 25 年度の年金額等は、「本来水準」「物価スライド特例措置による額」い
ずれについても、平成 24 年度と同額となっています。

【 改正による修正 】

修正箇所	改正前	改正後
P 105 下から 6 行目	平成 24 年度の	平成 25 年度の
P 106 ※	(平成 24 年度の物価スライ ド率)	(平成 25 年度の物価ス ライド率)
P 109 下から 4 行目	(平成 24 年度)	(平成 25 年度)
P 123 上から 2 行目	平成 24 年度においては	平成 25 年度においては
P 148 下から 14 行目 下から 10 行目	平成 24 年度価額	平成 25 年度価額
P 172 「最低保障」※	平成 24 年度価額＝	平成 25 年度価額＝
P 202 下から 2 行目～ 1 行目	平成 24 年度価額	平成 25 年度価額

訂正箇所	訂正前	訂正後
P 109 下から 5 行目	「766,800 円」	「 <u>786,500</u> 円」
P 268 ⑤解説	任意単独被保険者の保険料は	<u>適用事業所以外の事業所に使用される高齡任意加入被保険者の保険料は</u>

◆ 労務管理その他の労働に関する一般常識テキスト ◆

訂正箇所	訂正前	訂正後
P 33 上から 6 行目	<u>総括</u> 管理させるため	<u>統括</u> 管理させるため
P 141 下から 4 行目	所定労働時間 <u>に</u>	所定労働時間 <u>の</u>
P 145 下から 3 行目	所定労働時間 <u>の</u> 制限	所定外労働 <u>の</u> 制限
P 242 上から 8 行目	個別賃金管理	個別賃金 <u>額</u> 管理
P 274 下の表 平成 19 年の段 左から 2 列目	<u>70.6</u>	<u>70.8</u>
P 274 下の表 平成 19 年の段 左から 4 列目	<u>7.0</u>	<u>6.9</u>
P 275 表 平成 20 年の段 右から 2 列目	- <u>1.0</u> %	- <u>0.1</u> %

◆ 社会保険に関する一般常識テキスト ◆

訂正箇所	訂正前	訂正後
P 121 上から 10 行目	特例会計において負担する	特別会計において負担する

◆ 労災保険法問題集 ◆

【 改正による修正 】

修正箇所	改正前	改正後
P 102 D肢 上から 4 行目・5 行目	<u>3</u> 年	<u>7</u> 年
P 103 D肢 上から 1 行目・2 行目・3 行目	<u>3</u> 年	<u>7</u> 年

◆ 労働保険徴収法問題集 ◆

【 改正による修正 】

修正箇所	改正前	改正後
P 27 C肢 上から 2 行目	平成 24 年度現在	平成 <u>25</u> 年度現在

◆ 健康保険法問題集 ◆

【 改正による修正 】

修正箇所	改正前	改正後
P 58 E肢 上から1行目	平成 24 年 8 月	平成 <u>25</u> 年 8 月
P 61 C肢 参考 上から2行目	平成 24 年度	平成 <u>25</u> 年度
P 62 A肢 上から1行目	平成 24 年度	平成 <u>25</u> 年度
P 63 A肢 参考 上から2行目	平成 24 年度	平成 <u>25</u> 年度
P 71 A肢 参考 上から2行目	平成 24 年度	平成 <u>25</u> 年度
P 78 E肢 上から2行目～3行目	平成 25 年 3 月 31 日	平成 <u>26</u> 年 3 月 31 日
P 79 E肢 上から5行目	平 24.2.8 保発 0208 第 1 号	平 25.2.26 保発 0226 第 5 号
P 79 E肢 下から1行目	※平成 25 年 3 月 31 日	※平成 <u>26</u> 年 3 月 31 日
P 84 上から3行目	平成 24 年度	平成 <u>25</u> 年度
P 84 上から7行目	平成 24 年度	平成 <u>25</u> 年度
P 160 C肢 上から2行目～3行目	特別支給の老齢厚生年金 の受給権者である者が	60 歳以上の者が
P 161 C肢 上から3行目	平 22.6.10 保保発 0610 第 1 号	平 25.1.25 保保発 0125 第 1 号

◆ 国民年金法問題集 ◆

【 改正による修正 】

修正箇所	改正前	改正後
P 79 B 肢 上から 2 行目	基準月が平成 24 年度	基準月が平成 25 年度

【 改正による差替え 】 P 79 B 肢の表を差替え。

対象月数	支給額
6 月以上 12 月未満	45,120 円
12 月以上 18 月未満	90,240 円
18 月以上 24 月未満	135,360 円
24 月以上 30 月未満	180,480 円
30 月以上 36 月未満	225,600 円
36 月以上	270,720 円

【 改正による修正 】

修正箇所	改正前	改正後
P 120 上から 8 行目	平成 24 年度は月額	平成 25 年度は月額
P 120 選択肢 ⑨	⑨ 14,980	⑨ 15,040
P 120 選択肢 ⑩	⑩ 15,040	⑩ 14,980
P 121 上から 8 行目	平成 24 年度	平成 25 年度
P 121 上から 9 行目	15,540 円	15,820 円
	0.964	0.951
	14,980 円	15,040 円

【 改正による差替え 】 P 121 上から 11 行目を次と差替え。

$$\text{保険料額 (平成 25 年度)} = 15,820 \text{ 円} \times 0.951 = 15,044.82 \text{ 円} \approx \mathbf{15,040 \text{ 円}}$$

【 改正による差替え 】 P 121 表中 平成 25 年度の段を差替え。

年度	法定額	保険料改定率	保険料額
平成 25 年度	15,820 円	0.951	15,040 円

【 改正による修正 】

修正箇所	改正前	改正後
P 121 正解 E	⑨ 14,980	⑨ 15,040

◆ 厚生年金保険法問題集 ◆

【 改正による修正 】

修正箇所	改正前	改正後
P 109 D 肢 上から 4 行目	平成 24 年度においても	平成 24 25 年度においても
P 175 E 肢 上から 3 行目	(平成 24 年度価額)	(平成 24 25 年度価額)

訂正箇所	訂正前	訂正後
P 143 C肢 上から1行目	に関する <u>正しい</u> 記述です。	に関する <u>誤った</u> 記述です。
P 169 C肢 下から1行目	テキストP <u>190</u>	テキストP <u>192</u>

◆ 一般常識問題集 ◆

訂正箇所	訂正前	訂正後
P 211 E肢 上から3行目	することがでない	することが <u>できない</u>

◆ 択一式予想問題集(社会保険編) ◆

訂正箇所	訂正前	訂正後
P 24 上から1行目	<u>誤っている</u> ものはどれか	<u>正しい</u> ものはどれか

テキスト等の改正・訂正情報 2

テキスト等に以下の改正・訂正がございます。
大変申し訳ありませんが、修正の上ご使用ください。

◆ 労働安全衛生法テキスト ◆

【改正による追加】 P115 下から1行目の下に追加。

参考 (v)の厚生労働省令で定めるときとは、次のいずれかに該当するときです。

- 当該免許試験の受験についての不正その他の不正の行為があったとき
- 免許証を他人に譲渡し、又は貸与したとき
- 免許を受けた者から当該免許の取消しの申請があったとき

解説

厚生労働省令で定めるときとして、従来から、「当該免許試験の受験についての不正その他の不正の行為があったとき」及び「免許証を他人に譲渡し、又は貸与したとき」が規定されていましたが、新たに「**免許を受けた者から当該免許の取消しの申請があったとき**」が加えられました。

◆ 労災保険法テキスト ◆

【改正による追加】 P14 「権限の委任」に追加。

参考 都道府県労働局長に委任されるのは、「特別加入者に係る給付基礎日額の決定」及び「資料の提供等」に規定する厚生労働大臣の権限です。

解説

従来から、「特別加入者に係る給付基礎日額の決定」に規定する厚生労働大臣の権限は、都道府県労働局長に委任されていましたが、新たに「資料の提供等」に規定する厚生労働大臣の権限も、都道府県労働局長に委任されることになりました。

◆ 雇用保険法テキスト ◆

訂正箇所	訂正前	訂正後
P 144 下から 1 行目	<u>55</u> 日分の支給	<u>50</u> 日分の支給

◆ 健康保険法テキスト ◆

【 改正による修正 】

修正箇所	改正前	改正後
P 56 下から 7 行目	特別支給の老齢厚生年金の 受給権者である被保険者が	60 歳以上の者が

【 改正による追加 】 P78 上から 5 行目の下に追加

参考

現物給与の価額の適用に当たっては、被保険者の勤務地（被保険者が常時勤務する場所）が所在する都道府県の現物給与の価額を適用することを原則とします。

⇒ 派遣労働者については、派遣元事業所が所在する都道府県の現物給与の価額を適用します。

訂正箇所	訂正前	訂正後
P 92 下から 1 行目	<u>臨時</u> 改定	<u>随時</u> 改定

【 改正による修正 】

修正箇所	改正前	改正後
P 104 下から 1 行目	平成 <u>24</u> 年度	平成 <u>25</u> 年度
P 163 下から 2 行目	平成 <u>24</u> 年度	平成 <u>25</u> 年度
P 174、175 表中上から 4 段目	平成 <u>25</u> 年 3 月までの間に	平成 <u>26</u> 年 3 月までの間に
P 179 下から 11 行目 (上表の下 1 行目)	平成 <u>24</u> 年度	平成 <u>25</u> 年度
P 185 上から 11 行目 (表の下 1 行目)	平成 <u>23</u> 年 8 月 1 日から平成 <u>24</u> 年 7 月 31 日	平成 <u>24</u> 年 8 月 1 日から平成 <u>25</u> 年 7 月 31 日

◆ 国民年金法テキスト ◆

【 追加情報 】 平成 25 年度年金額等

年金等の種類		法定額	本来水準の 平成 25 年度価額	物価スライド特例 措置による額
老齢基礎年金 (満額)		780,900 円 × 改定率	766,800 円	786,500 円
障害基礎年金 1 級		780,900 円 × 改定率 × 125/100	958,500 円	983,100 円
障害基礎年金 2 級		780,900 円 × 改定率	766,800 円	786,500 円
加算額	第 1 子	224,700 円 × 改定率	220,700 円	226,300 円
	第 2 子			
	第 3 子 以降	74,900 円 × 改定率	73,600 円	75,400 円
遺族基礎年金 (基本額)		780,900 円 × 改定率	766,800 円	786,500 円

※テキスト P108、P164、P178 参照

振替加算の額 (テキスト P120 参照)	
法定額	220,700 円に生年月日に応じた一定率を乗じて得た額 (220,700 円～14,800 円)
物価スライド による額	226,300 円に生年月日に応じた一定率を乗じて得た額 (226,300 円～15,200 円)

解説

平成 25 年度の年金額等は、「本来水準」「物価スライド特例措置による額」いずれについても、平成 24 年度と同額となっています。

【改正による修正】 P108 上から4行目～5行目の記載を下記に差替え。

※平成25年度における改定率は、**0.982**です。

⇒平成25年度における改定率の改定に係る物価変動率は1.000、名目手取り賃金変動率は0.994となりました。名目手取り賃金変動率が1を下回り、かつ、物価変動率が名目手取り賃金変動率を上回る場合は、新規裁定者、既裁定者いずれについても物価変動率を基準に改定します。そのため、平成25年度における改定率は、新規裁定者、既裁定者ともに**物価変動率**を基準に改定し、**0.982**となっています。

【改正による修正】

修正箇所	改正前	改正後
P108 下から10行目	平成 24 年度物価スライド率	平成 24 25 年度物価スライド率
P108 下から3行目	平成 24 年度価額	平成 24 25 年度価額

【改正による修正】 P109 「平成24年度の年金額」の記載を下記に差替え。

平成25年度の年金額

平成24年平均の全国消費者物価指数の対前年比が**0.0%**となっています。

現在支給されている年金については、法律上、直近の年金額引下げの年（平成23年の物価が基準）よりも物価が下がった場合は、これに応じて年金額を改定することとしています。

平成24年の物価は、対前年比変動率が**0.0%**となったことから、平成25年度（4月から9月まで）の年金額については、改定は行われなかったこととなりました。

⇒現在、実際に支給されている年金は、過去、物価下落時に年金額を据え置いた（物価スライド特例措置）経緯から、特例的に、本来よりも高い水準で支払われています（本来水準と特例水準との差は**2.5%**となっています）。

【 改正による修正 】

修正箇所	改正前	改正後
P 120 下から 3 行目	平成 24 年度価額	平成 25 年度価額
P 164 上から 7 行目	平成 24 年度価額	平成 25 年度価額

【 改正による修正 】 P 198 「支給額」を次の記載と差替え。

支給額

基準月が平成 25 年度に属する場合の脱退一時金の支給額は、**対象月数**に応じて下表のとおりです。

対象月数	支給額
6 月以上 12 月未満	45,120 円
12 月以上 18 月未満	90,240 円
18 月以上 24 月未満	135,360 円
24 月以上 30 月未満	180,480 円
30 月以上 36 月未満	225,600 円
36 月以上	270,720 円

【 改正による修正 】

修正箇所	改正前	改正後
P 214 下から 1 行目	平成 24 年度の保険料額 = 14,980 円	平成 25 年度の保険料額 = 15,040 円
P 215 上から 3 行目	テキスト改訂時において未公布	平成 25 年度における保険料改定率は、 0.951 です。

◆ 厚生年金保険法テキスト ◆

訂正箇所	訂正前	訂正後
P 45 上から 4 行目	死亡した <u>した</u> とき	死亡したとき
P 303 下から 5 行目	他の基金への権義務の移転	他の基金への権利義務の移 転

◆ 労働基準法・労働安全衛生法問題集 ◆

訂正箇所	訂正前	訂正後
P 165 E 肢 下から 1 行目	<u>統括</u> 安全衛生管理者	<u>総括</u> 安全衛生管理者
P 207 C 肢 上から 2 行目	テキスト（労働者災害補償 保険法） P121	テキスト（労働者災害補償 保険法） P127
P 225 D 肢 下から 1 行目	テキスト P150	テキスト P152

◆ 雇用保険法問題集 ◆

訂正箇所	訂正前	訂正後
P 121 D 肢 上から 3 行目	テキスト（労働保険徴収法） P58	テキスト（労働保険徴収法） P59

テキスト等の改正・訂正情報 1

テキスト等に以下の改正・訂正がございます。
大変申し訳ありませんが、修正の上ご使用ください。

◆ 労働基準法テキスト ◆

【 改正による削除 】 P 38 2行目から 14行目

「契約締結時の明示事項等」の記載をすべて削除。

解説

労働契約の締結に際し、労働者に対して明示しなければならない労働条件及び書面の交付により明示すべき事項として、期間の定めのある労働契約であって当該労働契約の期間の満了後に当該労働契約を更新する場合があるものの締結の場合においては「**期間の定めのある労働契約を更新する場合の基準に関する事項**」（「更新の基準」といいます）が加えられました。

これにより、「**有期労働契約の締結、更新及び雇止めに関する基準**」から「契約締結時の明示事項等」が削除されました。

【 改正による修正 】

修正箇所	改正前	改正後
P 38 雇止めの予告 本文 1 行目	有期労働契約	期間の定めのある労働契約
P 39 雇止めの理由の明示 ② 1 行目		
P 39 契約期間についての配慮 本文 1 行目		

【 改正による追加 】 P 41 「絶対的明示事項」に次の事項を追加。

- ② **期間の定めのある労働契約を更新する場合の基準に関する事項**（期間の定めのある労働契約であって当該労働契約の期間の満了後に当該労働契約を更新する場合があるものの締結の場合に限ります）

※この追加により、②以降の○数字を1繰り下げる。

◆ 雇用保険法テキスト ◆

訂正箇所	訂正前	訂正後
P 109 ⑤	拒んだ日から起算して1 カ月間	拒んだ日から起算して1カ月間 を超えない範囲内において公共 職業安定所長の定める期間

◆ 労働保険徴収法テキスト ◆

【 改正による修正 】 P 58 表の一番下の段を次に差替え。

平成 24 年度	1000 分の	1000 分の	1000 分の
平成 25 年度	13.5	15.5	16.5

【 改正による修正 】

修正箇所	改正前	改正後
P 58 表の下 参考 1 行目	平成 24 年度	平成 24 年度
P 77 上から 2 行目	平成 24 年度	平成 24 年度
P 77 表 2 段目	平成 23 年度	平成 24 年度
P 77 表 3 段目	平成 24 年度	平成 24 年度